



内閣府（防災担当）

令和元年台風第19号等を踏まえた 避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ (第1回) 議 事 要 旨

1. 日 時

令和2年6月1日(月)10:00～12:30

2. 出席者

田中座長、飯島委員、牛山委員、片田委員、清田委員、鈴江委員、首藤委員、坪木委員、中貝委員、橋爪委員、山崎(栄一)委員、山崎(登)委員、行政委員(内閣官房(国土強靱化推進室)、内閣官房(事態対処・危機管理担当)、内閣府(原子力防災担当)、警察庁※、消防庁、文部科学省(大臣官房文教施設企画・防災部)、文部科学省(総合教育政策局)、厚生労働省※、農林水産省※、林野庁※、国土交通省(大臣官房運輸安全防災)、国土交通省(水管理・国土保全局)※、国土地理院、気象庁)

青柳政策統括官(防災担当)、村手官房審議官(防災担当)、小平官房審議官(防災担当)

※代理出席

3. 議 題

- (1) サブワーキンググループの概要
- (2) 避難情報の制度検討における論点等
- (3) 広域避難の制度検討における論点等

4. 議事要旨

・各委員よりいただいた主なご意見は下記のとおり。

<避難情報について>

○避難勧告と指示は何らかの形で一本化するのが望ましい。その際、警戒レベル4だけでなく警戒レベル5の議論も併せて行うべき。

○レベル化でわかりやすくなったが警戒レベル4に避難勧告と指示の2つあるのがわかりにくい、といった意見があり、何らかの形で一本化したほうが良い。エンドユーザー(住民)にとってわかりやすいことが重要。

- 避難が必要であることを伝える言葉と、それよりも切迫した状況である言葉として、避難勧告と指示は運用上必要である。また、一本化したからと言って逃げるようになるわけではない。
- 避難勧告と指示の使い分けはそれほど難しいことではない。市町村長を対象とした研修システムが日本にないことが問題である。
- 避難勧告と指示については現行のままでいい。運用方法や内容を、住民の理解度に合わせて変更していくのは好ましくない。住民は受取った情報から自分で判断して避難しなければならないのであり、検討すべきなのは、住民がそれを自覚するためにどうすればいいかである。
- 避難勧告と指示の発令要件の明確化について考える場合、災害対策基本法において、発令する側に裁量が広く与えられていることを考慮すべきである。
- 避難指示の効力強化については反対である。63条の警戒区域を設定し安全を確保すれば良い。
- 避難指示に強制力を持たせたとしても、避難の実行力の担保にはならない。行政と地域コミュニティの対話が一番重要である。
- 避難勧告と指示を一本化し、その上に避難命令をつくることが効力を強化する上で重要である。どのように法整備するか、責任をどのようにとるか検討していく必要がある。
- 警戒レベルについては、避難情報と取るべき行動を1対1にしっかりと結びつけて、その上で整理することが望ましい。
- 避難が必要であるという言葉だけではなく、なぜ避難が必要なのかを具体的に伝えることが重要である。
- 身の安全を守る、積極的に避難するという意味の避難準備と高齢者等避難開始が、警戒レベル3で一緒に書かれているので、そこは検討していく必要がある。
- 警戒レベル5は災害発生情報であるが、災害の大きさは場合によって異なる。その点は報道する側に混乱をまねく。また、自治体が全ての災害発生情報を把握できているわけではないので、運用方法を見直す必要があるのではないか。
- 防災気象情報(警戒レベル相当情報)が多様になってきているので、警戒レベルに合わせてこれについても整理する必要がある。
- 屋内安全確保については賛成である。家に留まって安全が確保できる場合があることを明文化することは重要である。
- 昨年の豪雨災害では、短い時間の中で大きな被害を受けた。中には、屋外に避難する方が危険である場合もあった。そのような状況の中で、避難勧告や指示を発令するのは難しく、屋内に留まるよう声掛けを行った。
- 目指すべき社会をどのように考え、それに対して、どのように制度設計していくか議論が必要である。また、災害の切迫感・状況情報の伝え方、住民との共有方法について、プロセスを含めてきちんと考えていくことが大切である。

<広域避難について>

- 広域避難で検討すべき項目は多くあるため、限れた時間ではテーマを絞り込んでもらわないと議論が発散する。論点を整理して欲しい。
- 広域避難においては、避難をしないでよい人を選別することが重要となるため、屋内安全確保について考えておくべきである。また、どういう時に広域避難を発動するのかを議論することが重要。
- 広域避難には災害対策基本法だけではなく、災害救助法が関係する。

以 上